「2024年度 北海道函館中部高等学校定時制課程の部活動に係る活動方針」

活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、設置者である北海道教育委員会の「道立学校に係る部活動の方針」に準じ、「北海道函館中部高等学校定時制課程の部活動に係る活動方針」(以下 「本方針」という。)を策定する。
- ・部活動(外局・同好会を含む)を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した活動時間や休養日を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々とふれあい、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。また、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われることを重視するとともに持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行う(教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮すること等を含む)
- 本校は、本方針に則り、部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に 実施されることを目指し、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- •「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間等管理を行う。
- 「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」(平成30年3月28日北海道教育委員会決定)で示している、働き方改革に向けた取組を推進する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、次の部活動を設置する。

【運動系】バスケットボール部、バドミントン部、卓球部

【文化系】美術部、演劇部、パソコン部

- (2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置
 - •「部活動に係る組織・要望の窓口」を設置する。
 - 連絡先:北海道函館中部高等学校

函館市時任町11番3号 FAX(1038)52-0305

E-mai kanchu-z0@hokkaido-c.ed.jp (担当:教頭)

- (3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出
 - ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、持続可能な運営が行えるように努める。
 - 部活動に要する経費等に係る資料を配付するなどして、保護者・生徒の理解を得るよう努める。
- (4) 指導・運営に係る体制の構築
 - ・生徒や教員数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
 - ・適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置する。
 - ・部活動顧問会議等を定期的に実施する。
 - ・ 部活動指導員の配置を進めるとともに適切な指導を行うよう留意する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

・部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に 十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶 を徹底する。また、関係団体等が作成した指導手引きを活用し、合理的でかつ効率的・効果 的な指導を行う。

(1) 運動部活動における適切な指導

・スポーツ医・科学の見地から、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 文化部活動における適切な指導

・生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとり、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 部活動の活動時間及び休養日について

・部活動における活動時間及び休業日については、国のガイドラインの基準を踏まえるとと もに、設置者である北海道教育委員会の「道立学校に係る部活動の方針」に則り、成長期に ある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減に十分留意設定す る。

(1) 活動時間

・平日は45分程度とする。

(2) 休養日

- ① 学期中の休養日
 - ・平日に週1日以上、週末に1日以上の休養日を設けるようにする。
 - 大会等で活動計画を変更した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 長期休業中の休養日
 - ・学期中に準じて設定する。
- ③ 年間の休養日の総数
 - ・平日·週末の休養日及び学校閉庁日の年間9日の休養日を合わせて、年間104日以上の休養日とする。
- ④ 暑熱環境の基準
 - ・活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合、部活動を原則行わない。

4 部活動の充実について

(1) 環境の整備

- ・保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう 環境づくりに努める
- ・学校と地域が協働·融合した形での地域における持続可能なスポーツ·芸術文化等の活動の ための環境整備を進める。
- 学校と地域·保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進する。

(2) 参加大会等の検討

・生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等を検討する。

(3) 信頼関係づくり

- ・指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを行う。
- 体罰等は絶対に許さないという考えを持ち指導する。

(4) 集団づくり

・生徒のリーダー的な資質·能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。

(5) その他

- 部活動を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。
- ・女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

おわりに

本方針を毎年度ごとに策定するとともに、必要に応じて内容の見直しをする。